

F 0・8・3

平成30年8月9日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市監査委員 彦根 啓

同 坪井 廣行

同 江成 直士

同 小野 弘

平成29年度決算に基づく資金不足比率の審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

以上

平成29年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成30年6月1日から同年8月6日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率は、各会計とも経営健全化基準内となっており、引き続き、経営の健全化に努められたい。

資金不足比率

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成28年度	経営健全化基準
下水道事業会計			20
簡易水道事業特別会計			20

(注) 資金不足額がない場合は「 」を表示